

2016年8月29日

各位

株式会社 三井住友銀行

一時払終身保険「幸せの贈りもの」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、本日より、一時払終身保険「幸せの贈りもの」(引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命)の取り扱いを開始します。

本商品は、死亡保険金の準備と同時に、被保険者が生存している間、契約者が指定した生存給付金受取人が、毎年生存給付金を受け取ることができる商品です。生存給付金の受取人に、ご家族を指定することも可能となっており、お客様のライフプランに応じた、さまざまなニーズにお応えできる商品となっております。

契約通貨は、円・米ドル・豪ドルの3通貨から選択することができます。外貨建てでご契約いただいた場合でも、「生存給付金円支払特約」を付加することで、生存給付金を円で受け取ることができます。

三井住友銀行は、今後ともお客様の多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 一時払終身保険「幸せの贈りもの」商品概要 >

契約通貨		豪ドル	米ドル	円																												
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～90歳 通貨・金利環境等によりお取扱い範囲を変更する場合があります。																														
一時払 保険料	最低保険料	5万豪ドル (1豪ドル単位)	5万米ドル (1米ドル単位)	500万円 (1万円単位)																												
	最高保険料	基本保険金額が契約日時点の 円換算額で5億円となる保険料		基本保険金額が 5億円となる 保険料																												
生存給付金支払回数		5回・10回・20回		10回・20回・30回																												
終身保障倍率		3倍・5倍		5倍																												
<p>【生存給付金支払回数と終身保障倍率の組合せ】</p> <p>生存給付金支払回数と終身保障倍率の組合せにつきましては、以下のとおりとなります (「-」はお取扱いしない組合せ)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="3">終身保障倍率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">豪ドル・米ドル</th> <th>円</th> </tr> <tr> <th>3倍</th> <th>5倍</th> <th>5倍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">生存給付金 支払回数</td> <td style="text-align: center;">5回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							終身保障倍率			豪ドル・米ドル		円	3倍	5倍	5倍	生存給付金 支払回数	5回				10回				20回				30回			
		終身保障倍率																														
		豪ドル・米ドル		円																												
		3倍	5倍	5倍																												
生存給付金 支払回数	5回																															
	10回																															
	20回																															
	30回																															
積立利率適用期間		契約日から20年		契約日から30年																												
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から5年																														
	第2保険期間	契約日の5年後から積立利率適用期間満了まで																														
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身																														
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日																														
契約者		被保険者の2親等以内の血族(父母・子・祖父母・孫・兄弟姉妹)または配偶者																														
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族																														
生存給付金受取人()		契約者本人または契約者の3親等以内の親族 ただし、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者																														

保険料の払込方法		一時払のみ
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
付加できる 特約	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受取ることができます。
	生存給付金 円支払特約	契約通貨が外貨の場合、生存給付金を円で受取ることができます。 契約者と生存給付金受取人が異なり、かつ当特約を付加した場合は、指定上限額（10万円以上、1万円単位）を設定いただけます。
	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、生存給付金受取人にかわって生存給付金を請求することができます。
増額		お取扱いいたしません。
一部解約		お取扱いいたしません。

生存給付金の受取人をご家族に指定した場合、生存給付金は贈与税の課税対象となります。保険会社からお客さまあてに送付される「お支払のお知らせ」を贈与の記録として使用することが可能となり、贈与契約書の作成が不要となります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

<p>諸費用</p>	<p>ご契約時にご負担いただく費用</p> <p>ご契約時にご負担いただく費用はありません。</p> <p>第1保険期間中および第2保険期間中にご負担いただく費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。 <p>保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利 (2) 生存給付金支払回数×0.5年(端数年は切捨てます。)および契約通貨に応じた指標金利 <p>したがって、積立利率適用期間中は下記以外に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示していません。 <p>第3保険期間中にご負担いただく費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。
------------	---

外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・保険金等を円で受取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。

円支払特約により、円で保険金等を受取る場合、または生存給付金円支払特約により、生存給付金を円で受取る場合の円支払特約レート(TTB)	TTM - 50 銭
--	------------

遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

解約時にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除	契約日から解約日までの経過年数に応じた解約控除率(外貨:0.8%~8%、円:0.5%~5%)を一時払保険料に乗じた額	解約時に市場調整価格から控除

・解約控除率

契約通貨が外貨の場合

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
解約控除率	8%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4%

契約日からの経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0%

	<p>契約通貨が円の場合</p> <table border="1" data-bbox="547 275 1366 394"> <tr> <td>契約日からの 経過年数</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上 2年未満</td> <td>2年以上 3年未満</td> <td>3年以上 4年未満</td> <td>4年以上 5年未満</td> <td>5年以上 6年未満</td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>5%</td> <td>4.5%</td> <td>4%</td> <td>3.5%</td> <td>3%</td> <td>2.5%</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="547 432 1257 551"> <tr> <td>契約日からの 経過年数</td> <td>6年以上 7年未満</td> <td>7年以上 8年未満</td> <td>8年以上 9年未満</td> <td>9年以上 10年未満</td> <td>10年以上</td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>2%</td> <td>1.5%</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> <td>0%</td> </tr> </table> <p>市場調整価格とは、解約日の保障基準価格に、解約日と契約日のいずれか近い日の市場金利の変動状況を反映させた価格です。</p>	契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	契約日からの 経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	解約控除率	2%	1.5%	1%	0.5%	0%
契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満																					
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%																					
契約日からの 経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上																						
解約控除率	2%	1.5%	1%	0.5%	0%																						
<p>この保険のリスクについて</p>	<p>【為替リスクについて】(契約通貨が米ドル・豪ドルの場合) この保険は、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。</p> <p>【市場リスクについて】 積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。 具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。</p> <p>【預金などの違いについて】 この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。</p>																										

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。